



山花 剛 議員  
(無会派)



一般質問

■仮設住宅・みなし住宅の今後について

**安心して住まいの再建ができる対応を！**

**質** 災害公営住宅の戸数調査及び建設計画と家賃、移動可能なムービングハウスの利活用について伺う。また、災害公営住宅の整備の進捗状況に伴い、原則2年間とする仮設住宅の入居期間や費用はどのようになるのか伺う。

**答** 災害公営住宅については、『今後の住まいに関するアンケート調査』の結果を精査し、整備戸数と建設場所を確定する。今議会に予算を上程している小丸山災害公営住宅は、令和8年5月の完成、翌月の入居開始を目標としている。家賃は、入居世帯所得が月額15万8千円以下の方が2DKに入居した場合、月額2万1千円から3万1千円、3DKの場合で月額2万4千円から3万6千円程度と見込む。

また、ムービングハウスの利活用については、2年後の取得価格をメーカーに確認し、県の応急仮設住宅利活用支援事業で補助対象となるよう、引き続き協議していく。

仮設住宅の入居期間や費用については、小丸山住宅以外の建設計画を仮設住宅入居3年後の令和9年9月をめどとしていることから、過去の震災の事例をみても、仮設住宅入居期間は3年以降も続き、無料であると認識している。



西川 英伸 議員  
(市民クラブ)



一般質問

■災害復旧に備えた申請業務の整備について

**罹災証明書の判定が厳しく、発行スピードが遅い！**

**質** 一級建築士が罹災判定に疑問の声を上げていたり、パトリアの総合支援窓口で長い時間待つも的確な回答がもらえず何度も足を運ぶ方、対応する職員によっては満足に回答ができない場合がある。審査方法は、目視だけではあまい、もっと正確にこの声、さらには、損傷箇所を測ったところ、0.1ミリ足りないでポイントにならないと言われ、落胆した市民もいる。詳しい審査を望む声があふれている中で、災害関連申請業務はどのように改善されていくのか伺う。

**答** 被害認定調査は、内閣府が示す災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づいて調査を行ってきており、申請期限は、法令等に定めたものではなく、一次調査の申請期限は3か月間延長し令和7年3月31日までである。

二次調査の申請期限については、一次調査の罹災証明書の交付を受けた日から3か月以内としているが、長期間にわたり避難や入院していたなどやむを得ない事情により、申請期限内に罹災証明書を受け取ることができなかった、あるいは申請窓口に行くことができなかった方は、事情を踏まえ対応することとしている。

罹災証明書の判定結果を基にしている住宅の応急修理制度や被災者生活再建支援金など、各種支援制度についても申請期限が設けられており、罹災証明書が必要な方は早めに申請していただきたい。